

議第 63 号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

支給対象となる職員がいない特殊勤務手当を削除するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（14） （略） （15） 獣医師手当 <u>（16） （略）</u> <u>（17） （略）</u> 第19条 <u>削除</u>	（種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（14） （略） （15） 獣医師手当 <u>（16） 老人ホーム業務手当</u> <u>（17） （略）</u> <u>（18） 火葬業務手当</u> <u>（19） （略）</u> <u>（老人ホーム業務手当）</u> 第19条 <u>老人ホーム業務手当は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに従事する職員が入居者の身のまわりの世話など、老人福祉の現業業務及び正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前8時までの間をいう。）において行われる夜間介護業務に従事したときに支給する。</u> <u>2 現業業務従事手当の額は、勤務1月につき給料月額100分の10（ただし、月額26,000円を支給限度額とする。）を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u> <u>3 夜間介護業務手当の額は、勤務1回につき1,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u> <u>（火葬業務手当）</u>

改 正 後	改 正 前
第21条 <u>削除</u>	第21条 <u>火葬業務手当は、火葬場に勤務し、現業に従事する職員に支給する。</u>
	<u>2 火葬業務手当の額は、1件につき1万円を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u>
(支給方法)	(支給方法)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、 <u>第18条、第20条及び前条</u> の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。	3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条 <u>及び第18条から前条まで</u> の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

支給対象となる職員がいない特殊勤務手当を削除するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 老人ホーム業務手当、火葬業務手当を削除します。

(第 2 条関係)

(2) 老人ホーム業務手当についての記述を削除するものです。

(第 19 条関係)

(3) 火葬業務手当についての記述を削除するものです。

(第 21 条関係)

(4) 管理職手当の支給を受けている職員には支給されない特殊勤務手当の種類から、老人ホーム業務手当、火葬業務手当を削除するものです。

(第 23 条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)